

## 都留市涼み処開放助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による健康被害を予防するため、冷房設備を完備した地域の公民館や集会所等の施設（以下「涼み処」という。）を住民に開放した者に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 この要綱において、助成金の対象となる涼み処は次の各号の全てに該当する施設とする。

- (1) 冷房設備を完備し、開放中に適切な環境が確保できる施設
- (2) 次条に規定する者が管理する施設
- (3) 指定する期間内において、地域住民に避暑場所として開放できる施設
- (4) 当該施設が所在する地域の自治会等の地縁団体が光熱費等の費用を負担している施設

2 この事業の対象施設の上限数は、市内9地区（上谷/中谷/下谷/三吉/開地/東桂/宝/禾生/盛里）において、原則1箇所ずつとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

### (対象者等)

第3条 この事業の対象者は、次の各号の全てに該当する者(以下「助成対象者」という。)とする。

- (1) 都留市内に所在する自治会等の地縁団体の長である者
- (2) 開放する涼み処の光熱費等の費用を負担している者
- (3) 涼み処として開放するに当たり、他の制度による助成等を受けていない者

### (助成対象条件)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとする場合、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 午前11時から午後5時までの間のうち、連続した3時間以上を開放すること。
- (2) 令和8年7月1日から9月30日までの期間の内5日以上開放すること。

(助成の対象及び額)

第5条 助成金の交付対象は涼み処の開放に要した経費とし、助成金の額は、次のとおりとする。

開放期間	助成額
5日以上10日未満	10,000円
10日以上15日未満	20,000円
15日以上20日未満	30,000円
20日以上25日未満	40,000円
25日以上30日未満	50,000円
30日以上35日未満	60,000円
35日以上40日未満	70,000円
40日以上45日未満	80,000円
45日以上50日未満	90,000円
50日以上55日未満	100,000円
55日以上60日未満	110,000円
60日以上64日以下	120,000円

(事前申請)

第6条 助成を受けようとする者は、令和8年6月30日までに、都留市涼み処開放助成事業事前申請書(様式第1号。以下「事前申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定による事前申請書を提出した者で、助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年10月30日までに、都留市涼み処開放助成事業助成金交付申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、第2条及び第3条各号に規定する条件を満たしているか確認するために、必要に応じて関係機関へ問い合わせをすることができる。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請の内容

を審査し、適当と認める場合は、都留市涼み処助成事業助成決定通知書(様式第3号)により、また、適当と認めない場合は、都留市涼み処開放助成事業助成不承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第9条 市長は、前条に規定する助成の決定をしたときは、精算払いにより、助成金を申請者の指定する金融機関の口座振込により交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。